

昭和二十四年法律第二百十九号

広島平和記念都市建設法

(目的)

この法律は、恒久の平和を誠実に実現しようとする理想的の象徴として、広島市を平和記念都市として建設することを目的とする。

(計画及び事業)

第一条 広島平和記念都市を建設する特別都市計画（以下平和記念都市建設計画といふ。）は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第一項に定める都市計画の外、恒久の平和を記念すべき施設その他平和記念都市としてふさわしい文化的施設の計画を含むものとする。

第二条 広島平和記念都市建設計画（以下平和記念都市建設計画といふ。）は、新法の施行の日から施行する。

第三条 平和記念都市建設事業（以下平和記念都市建設事業といふ。）は、新法の施行の日から施行する。

第四条 国及び地方公共団体の関係諸機関は、平和記念都市建設事業が、第一条の目的にてらし重要な意義をもつことを考え、その事業の促進と完成にできる限りの援助を与えるべきである。

第五条 平和記念都市建設事業の執行者は、その事業が速やかに完成するよう努め、少なくとも六箇月ごとに、国土交通大臣にその進捗状況を報告しなければならない。

第六条 内閣総理大臣は、毎年一回国会に対し、平和記念都市建設事業の状況を報告しなければならない。

第七条 平和記念都市建設計画及び平和記念都市建設事業については、この法律に特別の定がある場合を除く外、都市計画法の適用があるものとする。

(法律の適用)

第六条 広島市の市長は、その住民の協力及び関係諸機関の援助により、広島平和記念都市を完成することについて、不斷の活動をしなければならない。

第七条 平和記念都市建設計画及び平和記念都市建設事業については、この法律に特別の定がある場合を除く外、都市計画法の適用があるものとする。

- 2 1 この法律は、公布の日から施行する。
この法律施行の際現に執行中の広島特別都市計画事業は、これを平和記念都市建設事業とする。

附 則（昭和四三年六月一五日法律第一〇一号）抄

附 則（平成一一年一二月二二日法律第一六〇号）抄

(施行期日)

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十二条、第千三百四十四条の規定

第十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定

公布の日